

# 第7次土岐市行財政改革大綱

令和3年3月

土 岐 市

# 目 次

## 目次

|                                   |       |
|-----------------------------------|-------|
| 1. これまでの取組みと更なる改革の必要性 .....       | - 2 - |
| (1) 土岐市の現況 .....                  | - 2 - |
| (2) 土岐市のこれまでの取組み .....            | - 5 - |
| (3) 更なる改革の必要性 .....               | - 5 - |
| 2. 第7次土岐市行財政改革大綱の基本方針 .....       | - 6 - |
| (1) 効率的・効果的な行政経営の推進 .....         | - 6 - |
| (2) 市民との協働によるまちづくりの推進 .....       | - 6 - |
| 3. 第7次土岐市行財政改革大綱の体系 .....         | - 7 - |
| 4. 第7次土岐市行財政改革大綱の期間・公表・推進体制 ..... | - 8 - |
| (1) 計画の期間 .....                   | - 8 - |
| (2) 取組み状況の公表 .....                | - 8 - |
| (3) 推進体制 .....                    | - 8 - |

# 1. これまでの取組みと更なる改革の必要性

## (1) 土岐市の現況

### ① 人口

日本は、2008年（平成20年）をピークに「人口減少時代」に突入していますが、本市の人口は、全国よりも約12年早く人口減少の局面に入り（1995年：国調ベース）、さらに1999年（平成11年）には出生数が死亡数を下回る自然減少の状態に転じました。

国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の推計によると、本市の人口は2040年（令和22年）には、約4.2万人、2060年（令和42年）には、ピーク時（約6.6万人1995年（平成7年））の半減となる約3.0万人に減少することが予想されています。

### 【総人口の推移】

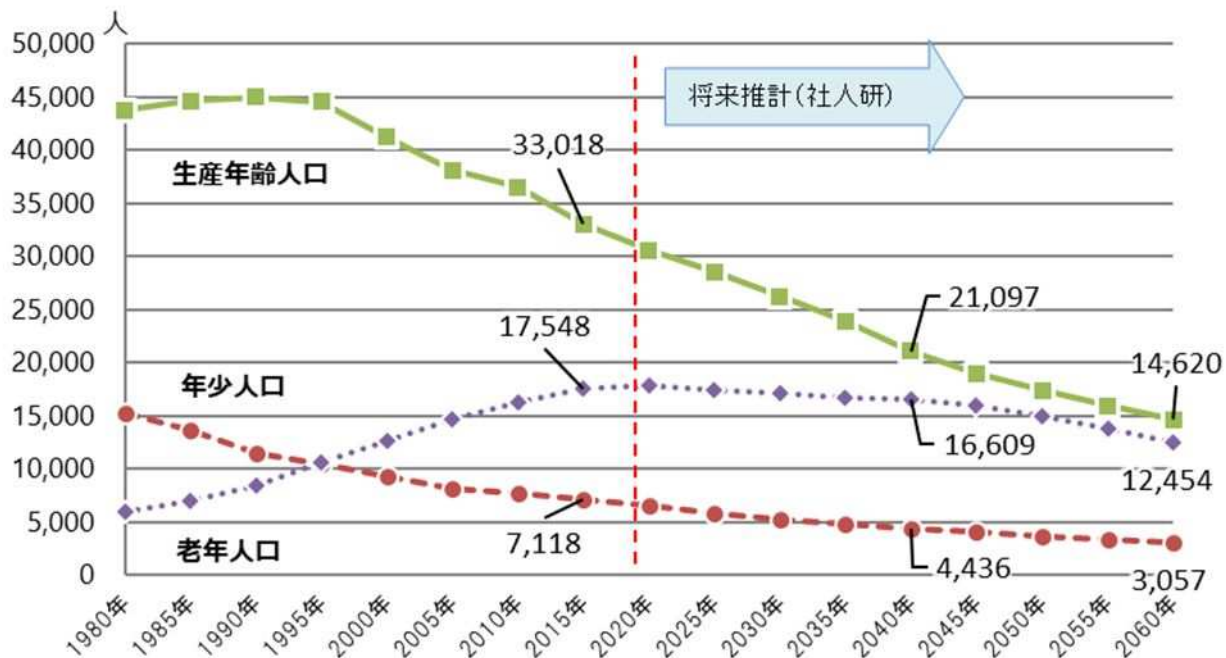


資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「市区町村別推計（令和元年6月版）」

国勢調査によると、本市の2015年（平成27年）の年少人口は7,118人（12.3%）、生産年齢人口は33,018人（57.1%）、老年人口は17,548人（30.3%）となっています。

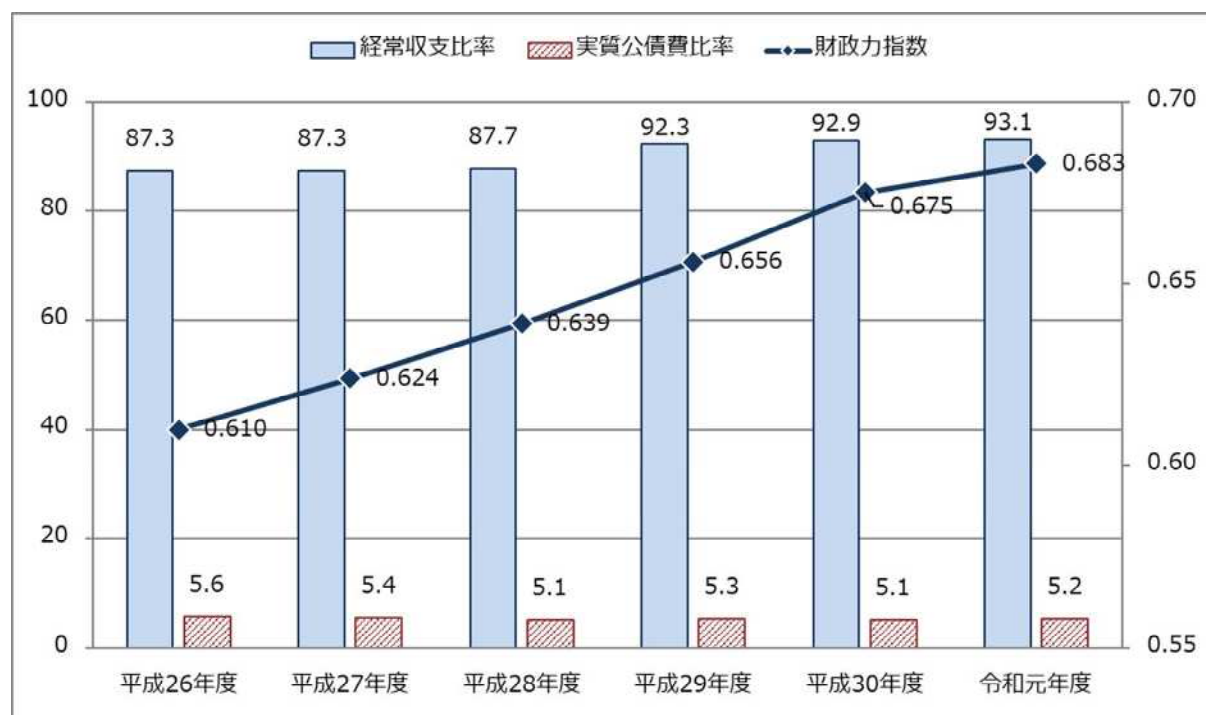
年少人口は減少傾向、老年人口は増加傾向にあり、少子高齢化が進行しています。社人研の推計によると、2060年（令和42年）には総人口の41.3%が65歳以上となり、2015年の30.3%から11ポイントの増加となる見込みです。

2015年には、生産年齢人口1.88人で1人の老年人口を支えていたのに対し、2060年には1.17人で1人を支える計算となり、生産年齢人口1人あたりの負担が増加することになります。



## ②財政

主要な財政をあらわす指標のうち、財政力指数<sup>1</sup>は改善傾向にあります。経常収支比率<sup>2</sup>は年々上昇し、財政の硬直化が進んでいます。実質公債費比率<sup>3</sup>については平成18年度までは18%を超え、起債発行の許可団体となっていました。市債償還額の減少などにより平成19年度以降は改善し、令和元年度は5.2%となっています。



### 1 財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。

### 2 経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標。この指標は経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す。

### 3 実質公債費比率

自治体の収入に対する負債返済の割合を示す理論値。通常、3年間の平均値を使用。

## **(2) 土岐市のこれまでの取組み**

本市では、これまで行財政の効果的かつ合理的運営、市民サービスの向上を図るため、昭和 60 年度の「土岐市行政改革大綱」の策定を皮切りに、平成 7 年度、平成 11 年度には「新土岐市行政改革大綱」、平成 16 年度には財政改革を中心とした「第 3 次土岐市行財政改革」、平成 17 年度には国の「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」に基づき、「土岐市集中改革プラン（第 4 次土岐市行財政改革大綱）」、平成 23 年には「第 5 次土岐市行財政改革大綱」、平成 28 年には「第 6 次土岐市行財政改革大綱」を策定し、行財政改革を進めてきました。

前回の行財政改革大綱においては、平成 28 年 3 月に策定した使用料・手数料の見直しに関する基本方針に基づき使用料・手数料の見直しを進め、生活系廃棄物の処理費用の有料化等を実施して歳入の確保を図ったほか、平成 28 年度に公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設等の維持管理を着実に実施し、かつ、財政負担の縮減を図るための方向性を決めました。また、平成 28 年度から人事評価制度の本格運用を開始し、限られた人員で効率的に事務を遂行する体制を整えたほか、令和元年度に機構改革を実施して市民にわかりやすい簡素で効率的な組織を編成するなど、行政の効率化に一定の成果をあげることができましたが、今後も引き続き取り組む必要があります。

## **(3) 更なる改革の必要性**

行政サービスにおいては、常に、新たな市民ニーズへの対応や既存サービスの充実が求められていますので、多様化するニーズに応え、健全で質の高い行政サービスを提供していくため、時代に即した効率的な行財政システムの確立が必要となります。

また、本市では、人口の減少等により市税収入の大幅な伸びは期待できないことに加え、少子高齢化等により扶助費<sup>4</sup>が増大していくことが予想されるほか、公共施設等の老朽化に伴う更新等の費用も必要になってくることから、一層の行財政改革が必要となっています。こうした本市をとりまく状況を踏まえ、これまでの行財政改革における基本的な考え方や取組みを引き継いで実施するとともに、国が進めるデジタル化の新たな流れを取り入れ、より効率的で効果的な行政運営を行えるよう、更なる改革を進めるため、「第 7 次土岐市行財政改革大綱」を策定しました。

---

<sup>4</sup> 扶助費 生活保護や障がい者福祉、高齢者福祉、児童福祉などの社会保障に要する経費

## 2. 第7次土岐市行財政改革大綱の基本方針

### (1) 効率的・効果的な行政経営の推進

将来にわたる安定した市政運営のため、引き続き、自主財源を確保する取組みや徴収体制の強化、受益と負担の適正化等による最大限の歳入の確保に努めるほか、経費の節減・事務事業の見直し等による土岐市の適正な歳出規模の実現など、歳入歳出両面にわたる改革を行い、健全な財政運営を推進します。

また、国が進めるデジタル社会を見据え、行政サービスのデジタル化に対応する新たな業務体制を整備することにより、限られた財源や人員を効率的かつ効果的に活用し、最小の経費で最大の効果をあげられるよう努めます。

### (2) 市民との協働によるまちづくりの推進

市民の市政への参画機会を創出するほか、市民と行政の情報共有を進めることにより、相互の信頼関係を深め、共に考え、共に行動する協働のまちづくりを進めます。

### 3. 第7次土岐市行財政改革大綱の体系

大綱の基本方針を実現するため、以下の項目に取り組み、行財政改革を推進します。  
 なお、実施項目については、状況に応じて追加等の見直しを行います。

※実施計画については、別表のとおり

| 基本方針                                   | 推進項目         | 実施項目                     |
|--|--------------|--------------------------|
| (1) 効率的・効果的な行政経営の推進                    | ①健全な財政運営の推進  | 1. 企業誘致等の促進              |
|  |              | 2. 人口減少の抑制               |
|  |              | 3. 市税等の徴収率の向上            |
|  |              | 4. 新たな自主財源の確保            |
|  |              | 5. 使用料等の見直し              |
|  |              | 6. 歳出の抑制                 |
|  |              | 7. 公共施設等の適正な管理・運営        |
|  | ②行政のデジタル化の推進 | 1. AI・RPAによる業務の効率化       |
|  |              | 2. 電子申請の導入促進             |
|  |              | 3. ペーパーレス化の推進            |
|  |              | 4. テレワークの推進              |
|  | ③組織マネジメントの強化 | 1. 人「財」育成の推進             |
| 2. 新たな行政課題に対応できる組織の構築と職員の配置及び定員の適正化の推進 |              |                          |
| (2) 市民との協働によるまちづくりの推進                  | ①情報共有の推進     | 1. 市民ニーズの把握              |
|  |              | 2. 行政情報の積極的な提供           |
|  | ②協働まちづくりの推進  | 1. 市政・まちづくり活動への参画機会の創出   |
|  |              | 2. まちづくり活動の支援            |
|  |              | 3. 研究機関や大学、事業者との連携・協働の推進 |
|  |              |                          |



## 4. 第7次土岐市行財政改革大綱の期間・公表・推進体制

### (1) 計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

### (2) 取り組み状況の公表

取り組みの進捗状況や成果等を広く公表します。

### (3) 推進体制

#### ① 内部推進体制

市長をはじめ部長級等職員で構成する「土岐市行財政改革推進会議」を開催するなど、計画の進捗状況を把握し、推進します。

#### ② 外部推進体制

個々の事案ごとに有識者から意見を聴く機会を設けるなど、外部からの意見等を得ながら行財政改革に取り組みます。

別表 第7次行財政改革大綱実施計画

| 基本方針                | 推進項目          | 実施項目              | 実施内容  | 予想される効果及び指標   | 担当課              |
|---------------------|---------------|-------------------|---|---|------------------|
| (1) 効率的・効果的な行政経営の推進 | ① 健全な財政運営の推進  | 1 企業誘致等の促進        | 企業を誘致する用地を確保するための調査を進めます。また、市内に立地した企業へ新規投資に対する優遇措置や雇用促進に対する支援を行うことにより、企業の誘致・育成を促進します。 | 税収の増加、地元雇用が拡大されます。<br>【指標】新規立地企業数、地元雇用人数                            | 産業振興課            |
|                     |               | 2 人口減少の抑制         | 定住促進、婚活支援など人口対策事業を実施し、人口減少の抑制を図ります。   | 市民税等の税収の減少が抑制されます。<br>【指標】5年以上在住の人口(25～44歳)、婚姻数                     | まちづくり推進課<br>関係各課 |
|                     |               | 3 市税等の徴収率の向上      | 財源確保と負担の公平性の観点から、徴収及び滞納整理体制を強化します。<br>市税、国民健康保険料、介護保険料、保育料、住宅使用料                      | 税収等が増加します。<br>【指標】徴収率、徴収金額  | 税務課<br>関係各課      |
|                     |               | 4 新たな自主財源の確保      | ふるさと納税事業や市ウェブサイト、市庁舎の空スペースを利用した有料広告事業等を実施します。   | 自主財源が確保できます。<br>【指標】ふるさと納税寄附額、広告料収入額                                | 行政経営課<br>関係各課    |
|                     |               | 5 使用料等の見直し        | 施設利用状況や他市の料金体系等を把握・分析した上で、必要に応じて、適正な受益者負担となるよう使用料・手数料等の見直しを行います。                      | 受益者負担の適正化が進みます。<br>【指標】見直しを行った使用料・手数料の件数及び増収額                       | 行政経営課<br>関係各課    |
|                     |               | 6 歳出の抑制           | 経費の節減・補助金の整理・合理化、事務事業の見直しを行います。   | 不断の見直しにより、節度ある財政運営が継続されます。<br>【指標】経常経費前年度伸び率                        | 行政経営課<br>関係各課    |
|                     |               | 7 公共施設等の適正な管理・運営  | 公共施設等総合管理計画に基づき施設の管理・運営方法の見直し等を行います。施設廃止後の跡地等、未利用市有地の有効活用を進めます。                       | 管理・運営における効率化が進みます。<br>【指標】建物更新費用等の削減率、市有地の処分件数・処分額                  | 行政経営課<br>関係各課    |
|                     | ② 行政のデジタル化の推進 | 1 AI・RPAによる業務の効率化 | AIやRPAを導入することにより業務の効率化や行政サービスの向上を目指します。   | 単純業務から職員が解放され、より政策的な業務に専念できます。<br>【指標】AI・RPA化した業務数                  | 政策推進課<br>関係各課    |
|                     |               | 2 電子申請の導入促進       | 電子申請を導入することにより、市民が来庁せず手続きが出来る環境の構築を目指します。   | 市民負担の軽減、業務の効率化が促進されます。<br>【指標】電子申請可能な手続数                            | 政策推進課<br>関係各課    |
|                     |               | 3 ペーパーレス化の推進      | 行政文書を電子化することにより事務の効率化やCO2の排出量削減をします。  | 文書の管理・保存が簡素化され、検索性の向上により業務が効率化されます。<br>【指標】印刷削減数                    | 政策推進課<br>関係各課    |
|                     |               | 4 テレワークの推進        | 業務のテレワークや電子決裁推進による効率化や働き方改革を推進します。  | 出張先や在宅での勤務が可能になり、業務の効率化や非常時の対応など行政サービスを安定的に提供できます。<br>【指標】テレワーク勤務実績 | 政策推進課<br>関係各課    |

| 基本方針 |                   | 推進項目          | 実施項目                                  | 実施内容   | 予想される効果及び指標   | 担当課              |
|------|-------------------|---------------|---------------------------------------|--|---|------------------|
|      |                   | ③ 組織マネジメントの強化 | 1 人「財」育成の推進                           | 適材適所の人材配置や人事評価制度の活用を推進するほか、職員の意識改革や能力向上を図るため、効果的な職員研修を実施します。また、職員が心身ともに健康で、能力を十分に発揮できる良好な職場環境づくりを進めます。 | 職員能力の適正評価による意欲向上と適所配置による事務の効率化、職員の能力向上による事務の効率化が進みます。また、良好な職場環境が整うことにより、人「財」育成が効果的に進みます。<br>【指標】年次有給休暇の取得日数が年5日以上の職員の割合 | 人事課              |
|      |                   |               | 2 新たな行政課題に対応できる組織の構築と職員の配置及び定員の適正化の推進 | 複雑・多様化する行政課題への確かつ柔軟に対応できる簡素で効率的な組織の構築と職員の配置及び定員の適正化を進めます。  | 簡素で効率的な組織の構築と職員の配置及び定員の適正化が進みます。<br>【指標】時間外労働時間の削減時間、職員の削減数   | 行政経営課<br>人事課     |
| (2)  | 市民との協働によるまちづくりの推進 | ① 情報共有の推進     | 1 市民ニーズの把握                            | 市民の意向を的確に把握し、行政運営に活かすため、定期的に市民意識調査等を実施します。   | 行政サービスの満足度、重要度などによる市民ニーズを市政に反映できます。<br>【指標】市民意識調査の回答率   | 秘書広報課<br>関係各課    |
|      |                   |               | 2 行政情報の積極的な提供                         | 市民の理解と信頼を得るため、市広報・ホームページ・SNSを活用して行政情報をわかりやすく提供します。   | 行政の透明性が向上します。<br>【指標】市民意識調査で「市政に関する情報提供」について「満足」、「やや満足」と回答した人の割合  | 秘書広報課<br>関係各課    |
|      |                   | ② 協働まちづくりの推進  | 1 市政・まちづくり活動への参画機会の創出                 | 市民がまちづくりや市政へ参画する機会を創出します。  | 市民との協働によるまちづくりが進みます。<br>【指標】市民意識調査で「協働まちづくりの推進」について「満足」、「やや満足」と回答した人の割合、市民が参画した事業数                                      | まちづくり推進課<br>関係各課 |
|      |                   |               | 2 まちづくり活動の支援                          | 自治会による共助のまちづくり活動やNPO・ボランティア等による公共性・公益性の高いまちづくり活動を支援します。  | 市民の自主的なまちづくり活動が活発になり、活力のあるまちづくりが進みます。<br>【指標】自治会の加入率、活動支援したまちづくり団体数   | まちづくり推進課<br>関係各課 |
|      |                   |               | 3 研究機関や大学、事業者との連携・協働の推進               | 研究機関や大学、事業者と幅広い分野で連携・協力関係を築きます。  | 新たな魅力や価値の創出が進みます。<br>【指標】連携協定等に基づく連携事業数   | 行政経営課<br>関係各課    |